

「第5次おかやまウィズプラン(仮称)」素案について

県では、県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き活き岡山』の実現」に必要不可欠な「男女共同参画社会の実現」に向けて、「第5次おかやまウィズプラン(仮称)」の策定作業を進めているところであるが、このたび素案を取りまとめた。

1 策定の趣旨

これまでの取組状況や国の動き等を踏まえ、引き続き、男女共同参画に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定する。

2 これまでの経過

骨子公表後、岡山県男女共同参画審議会、県議会、市町村、関係団体からの意見を踏まえながら、策定作業を進めてきた。

令和2年	8月17日	骨子公表
		岡山県男女共同参画審議会
	28日	県議会総務委員会(骨子)
10月	1日	市町村からの意見聴取
	9日	関係団体からの意見聴取

3 素案の概要

別添資料のとおり

4 今後のスケジュール

令和2年11月	男女共同参画審議会(素案)
	県議会総務委員会(素案)
	パブリックコメントの実施
令和3年2月	男女共同参画審議会(案)
	県議会総務委員会(案)

「第5次おかやまウィズプラン(仮称)」素案(概要)

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。

県では、平成13(2001)年の「おかやまウィズプラン21」から平成28(2016)年の「第4次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

これまでの成果と課題等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第5次おかやまウィズプラン(仮称)」を策定します。

2 計画の位置付け

「男女共同参画社会基本法」及び「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」に基づく県の男女共同参画基本計画

3 計画の期間

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度の5年間

第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

1 これまでの取組

(1) 国際社会における取組

○国際連合では、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、各国の取組の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

○平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の中で「ジェンダー平等の実現」を掲げました。

(2) 国における取組

○平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、平成12(2000)年に第1次男女共同参画基本計画を策定し(以後、5年ごとに策定)、関連施策を推進してきました。

(3) 本県における取組

○平成13(2001)年に「おかやまウィズプラン21」を策定し(以後、5年ごとに策定)、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

2 男女共同参画を取り巻く状況

(1) 少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来

○本県の人口は、令和27(2045)年には、約162万人まで減少し、高齢化率が36.0%になると推計されています。

(2) 少子化の現状

○本県の令和元(2019)年の出生数は13,695人であり、昭和50(1975)年の半数以下の水準となっています。

○令和元(2019)年の合計特殊出生率は1.47であり、中国5県の中で最も低くなっています。

(3) 家族形態の変化

- 一般世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たりの人数は減少傾向にあります。
- 家族類型別では、核家族世帯、三世帯世帯の割合は減少傾向にあり、単独世帯の割合は増加傾向にあります。

3 成果と課題

(1) 成果

① 固定的な性別役割分担意識の改善

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」とする割合が増加しています。

② 女性の雇用の促進

女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合が増加傾向にあります。出産や育児などで女性が離職する「M字カーブ問題」が解消の方向に向かっています。

(2) 課題

① 固定的な性別役割分担意識や不平等感の解消

○「日常の家事・育児」は妻の役割、「生活費を稼ぐ」ことは夫の役割との認識が高いことや、「職場」、「地域社会」等において、男女の地位の不平等感が存在しています。

○引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成などに向けた取組を進めていく必要があります。

② 男性に着目した意識改革

○男性は長時間労働による時間的制約などから、家庭生活や地域活動に十分参画できていません。

○男性の家事・育児等への参画につながる取組を進める必要があります。

③ 男女間のあらゆる暴力の根絶

○配偶者等からの暴力（DV）の相談件数及び検挙件数が高い水準で推移しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。

○性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

④ あらゆる分野への男女共同参画の推進

○県内の民間企業における係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は全国平均より高いものの、伸び悩んでいます。

○女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術などさまざまな分野において、引き続き、女性の活躍に向けた取組を進めていく必要があります。

⑤ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

○女性の就業継続（「子どもができて、職業を続ける方がよい」）を支持する考え方が増加傾向にあります。

○男女の均等な機会と待遇の確保を図ることにより、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていく必要があります。

⑥ 女性のチャレンジ支援

○「責任が重くなる」、「部下を管理・指導できる自信がない」などの理由から、女性が職場の管理職等への就任を断る割合が高くなっています。

○女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得支援、ロールモデルの活用、創業支援など、意欲ある女性のチャレンジを支援する必要があります。

⑦仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

○就労している人の日常の優先度については、希望は「仕事と家庭生活」などを優先していますが、現実には「仕事」優先の結果となっています。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、引き続き、長時間労働をはじめとした働き方の見直しなどに取り組む必要があります。

第3章 計画の概要

1 目標

「男女が共に輝くおかやまづくり」

2 基本的な視点

- ① 男女の人権の尊重とパートナーシップの確立
- ② 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に気づく視点
- ③ 女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援
- ④ さまざまな主体との協働の推進

3 計画の体系

基本目標Ⅰ 「男女共同参画社会の基盤づくり」

基本目標Ⅱ 「男女の人権が尊重される社会の構築」

基本目標Ⅲ 「男女が共に活躍する社会づくり」

4 数値目標

24の数値目標を設定(別紙のとおり)

第4章 計画の内容

別紙のとおり

第5章 計画の総合的な推進

1 県民の役割

固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行を改善するなど、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

2 ボランティア・NPOの役割

男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

3 事業者・企業の役割

仕事と生活の調和の実現や、多様な視点を持つ人材の活用などにより、男女が共に参画できる環境を整備するよう努めましょう。

4 県の役割

全庁的な推進体制のもと「第5次おかやまウィズプラン(仮称)」を着実に推進し、適切な進行管理を行います。

ウィズセンターを中心に、さまざまな主体と協働して、総合的かつ効果的に各種施策を推進します。

5 市町村との連携

市町村との情報共有や緊密な連携を図るとともに、市町村の男女共同参画の推進に向けた取組やDV対策などを積極的に支援し、地域に根差した取組を促進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

<重点目標>

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

<施策の方向>

① 社会制度・慣行の見直し

② 社会的気運の醸成

2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

① 情報収集・提供、調査・研究等の充実

② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進

3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

① 学校における男女平等に関する教育・学習の推進

② 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

③ 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

4 男性にとっての男女共同参画の推進

① 男性の男女共同参画に対する理解促進

② 男性の家事・育児・介護参画の推進

③ 男性の「働き方」に対する意識改革

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

<重点目標>

5 男女間のあらゆる暴力の根絶

<施策の方向>

① 男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進

② 性犯罪・性暴力対策の推進

③ 被害者への相談・支援・救済体制の充実

④ 加害者の更生のための取組

⑤ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進

⑥ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

6 情報化社会における女性の人権の尊重

① 女性の人権を尊重した表現の促進

② 情報化社会への対応

7 生涯を通じた女性の健康支援

① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等

② 生涯を通じた女性の健康支援

8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

① 貧困等生活上の困難に直面する人への支援

② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援

③ 高齢者、障害のある人、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

<重点目標>

9 政策・方針決定過程への女性の参画促進

<施策の方向>

① 行政における女性の参画促進

② 民間企業等における女性の参画促進

10 地域社会における男女共同参画の推進

① 地域社会における男女共同参画の推進

② 防災・復興における男女共同参画の推進

11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大

① さまざまな分野（医療・科学など）における女性の活躍の場の拡大

② さまざまな産業（農林水産業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大

12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進

② 女性が働き続けることのできる環境づくり

③ ハラスメントへの対応

13 女性のチャレンジ支援

① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実

② 女性活躍の「見える化」の推進

③ ライフイベント等により離職した女性への就職支援

14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

② 男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり

③ 多様で柔軟な働き方の推進

【数値目標】

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり		策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点		2.88点(R2)	3.08点(R7)
家庭教育相談員の養成数		1,044人(R元)	1,200人(R7)
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる環境になっている」の20代及び30代における満足度の平均点		2.96点(R2)	3.11点(R7)
男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率		18.6%(R元)	30.0%(R7)
育児休業取得率	女性	85.7%(H30)	90.0%(R6)
	男性	5.4%(H30)	8.0%(R6)

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築		策定時	目標値
新規配偶者暴力相談支援センター又は女性相談員を設置している市町村数		4市町村(R元)	9市町村(R7)
新規DV防止講座等を受講した児童・生徒等の数		2,918人(R元)	15,000人 (R3~R7累計)
新規フィルタリング利用率		66.5%(R元)	75.0%(R7)
女性のがん検診の受診率	乳がん	49.6%(R元)	60.0%(R4)
	子宮頸がん	47.7%(R元)	60.0%(R4)
新規成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合		35.0%(R2)	55.0%(R7)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)		14.3%(R元)	.%(R7) 調整中

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり		策定時	目標値
女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合		62.4%(R元)	65.8%(R7)
県の審議会等委員の女性比率		34.9%(R2)	40.0%(R7)
管理職における女性比率	(民間企業/係長級以上)	14.5%(H30)	25.0%(R6)
	(一般職公務員/課長級以上)	13.9%(R2)	16.0%(R7)
	(教育職公務員/教頭以上)	25.0%(R2)	30.0%(R7)

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり	策定時	目標値
新規女性の管理職登用を積極的に取り組みたいとする企業の割合	46.9%(H30)	60.0%(R6)
新規自治会長に占める女性の割合	7.7%(R2)	10.0%(R7)
女性消防団員数	616人(R2)	646人(R7)
復職した女性医師数	73人(H27～R元累計)	163人(H27～R7累計)
農家における家族経営協定締結戸数	668戸(R元)	820戸(R7)
新規女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合	42.0%(H30)	60.0%(R6)
新規ウィズセンターで実施する再就職支援のための講座の参加者数	145人 (R元)	500人 (R3～R7累計)
新規保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	158人(R元)	520人(R6)
放課後児童クラブ実施箇所数	618箇所(R元)	705箇所(R6)
新規おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数	17社(R元)	150社(R6)